

押印を求める手続の見直し等のための
経済産業省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）の概要

令和2年11月
経済産業省

1. 改正の趣旨

○令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

〔 ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。 〕

○これを踏まえ、今般、経済産業省が所管する告示において、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等の整備を行う。

2. 改正の概要

○別添の改正対象告示における押印を求める規定等を削除するとともに、その他所要の規定等の整備を行う。

○改正告示の施行後においても、一定期間、旧様式を引き続き使用することができるように経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和2年12月下旬に改正告示を公布・施行予定。

- ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法実施要綱（平成9年通商産業省告示第643号）
- ・登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第十九条の規定に基づく石油輸入業の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成13年経済産業省告示第755号）
- ・租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件（平成16年経済産業省告示第124号）
- ・輸入の届出に係る経済産業大臣の承認に関する告示（平成17年経済産業省告示第23号）
- ・登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づく消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録等に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収書をはり付ける書類（平成17年経済産業省告示第103号）
- ・登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成18年経済産業省告示第78号）
- ・登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づく航空機製造事業法第二条の二又は同法第二条の八の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成18年経済産業省告示第198号）
- ・租税特別措置法施行規則第二十一条第一項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成26年経済産業省告示第72号）
- ・租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成28年経済産業省告示第113号）
- ・情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成29年経済産業省告示第94号）
- ・外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）
- ・事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式（平成31年経済産業省告示第72号）
- ・登録試験事業者等に係る電子情報処理組織を使用して提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準及びあらかじめ提出すべき書面等の様式（令和元年経済産業省告示第45号）
- ・国際エネルギースタープログラム制度要綱（令和2年経済産業省告示第52号）